

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく書類)

(簡易吸収合併)

2021年7月1日

株式会社C I J

2021 年 7 月 1 日

吸収合併存続会社の事後開示事項
(会社法第 801 条第 1 項に定める書面)

神奈川県横浜市西区平沼一丁目 2 番 24 号
株式会社 C I J
代表取締役社長 坂元 昭彦

当社は、2021 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ビジネスソフトサービス株式会社（本店所在地：千葉県千葉市中央区新町 1 8 - 1 4、以下「B S S」という。）を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）いたしました。

会社法第 801 条第 1 項ならびに会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、785 条および第 787 条ならびに第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による手続の経過

B S S に対して本合併をやめることの請求はありませんでした。

（2）会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

B S S が発行する全株式を当社が保有しているため、該当事項はありませんでした。

（3）会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

B S S は新株予約権を発行しておりません。

（4）会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

B S S は会社法第 789 条第 2 項の規定により、本合併について 2021 年 5 月 20 日付で官報に公告し、かつ、知れている債権者には各別に催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 および第 797 条ならびに第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は会社法第 789 条第 2 項の規定により、本合併について 2021 年 5 月 20 日付で官報に公告し、かつ同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、B S S の権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙「吸収合併消滅会社の事前開示事項」のとおり。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 7 月 5 日登記（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙 「吸収合併消滅会社の事前開示事項」

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第782条第1項に定める書面)

(略式合併)

2021年 5月 20日

ビジネスソフトサービス株式会社

2021 年 5 月 20 日

吸収合併消滅会社の事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項に定める書面)

千葉県千葉市中央区新町 18-14
ビジネスソフトサービス株式会社
代表取締役社長 泉水 澄男

当社は、2021 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社 C I J（本店所在地 神奈川県横浜市西区平沼一丁目 2 番 24、以下「C I J」という。）を吸収合併存続会社として合併（以下「本合併」という。）することといたしました。

会社法第 782 条第 1 項並びに会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

会社法第 782 条第 1 項に定める事項

合併契約の内容

別紙①「合併契約書」のとおり。

その他法務省令で定める事項（会社法施行規則第 182 条）

1. 合併対価の相当性に関する事項

完全親会社である株式会社 C I J との合併であるため、合併対価の交付はありません。

2. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

①吸収合併存続会社についての事項

イ. C I J の最終事業年度に係る計算書類等

別紙②「C I J 事業報告等」のとおり。

ロ. C I J の最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

②吸収合併消滅会社についての事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務の履行の見込みに関する事項
- 2020年6月30日現在、当社及びC I Jの貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は以下のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
当 社（吸収合併消滅会社）	180 百万円	60 百万円	120 百万円
C I J（吸収合併存続会社）	13,725 百万円	1,749 百万円	11,976 百万円

当社及びC I Jにおいて本合併の効力発生日までに資産及び負債の状況に重大な変動を生じる事態は予測されていないことから、本合併の効力発生日後のC I Jの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。よって、本合併の効力発生日以後、吸収合併存続会社であるC I Jが負担すべき債務について履行の見込みがあると判断しております。

6. その他事項

該当事項はありません。

以 上

別紙① 「合併契約書」

締結日：2021 年 3 月 22 日

甲：株式会社C I J（吸収合併存続会社）

乙：ビジネスソフトサービス株式会社（吸収合併消滅会社）

合 併 契 約 書

2021年3月22日

株式会社C I J

ビジネスソフトサービス株式会社



合併契約書

株式会社C I J（以下「甲」という。）とビジネスソフトサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社C I J

住所：神奈川県横浜市西区平沼 1-2-24

乙（吸収合併消滅会社）

商号：ビジネスソフトサービス株式会社

住所：千葉県千葉市中央区新町 18-14

第3条（合併の対価）

甲は、乙の発行済み株式の全部を保有しているため、本合併に際し、甲の株式またはこれに変わる金銭等の交付は行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際して甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第5条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年7月1日とする。ただし、本合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ書面にて合意した場合はこれを変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日の前日の貸借対照表、その他同日現在の計算書類を基礎として、効力発生日において、一切の資産、負債及び権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを行う。

第8条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引継ぐものとする。ただし、勤務条件、給与、諸制度、勤続年数及びその他の取り扱いについては、別途甲乙協議のうえ書面にて決定する。

第9条 (合併条件の変更、合併契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたとき、または隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議のうえ本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2021年3月22日

(甲) 神奈川県横浜市西区平沼1-2-24
株式会社C I J
代表取締役社長 坂元 昭彦



(乙) 千葉県千葉市中央区新町18-14
ビジネスソフトサービス株式会社
代表取締役社長 泉水 澄男



別紙② 「株式会社C I J 事業報告等」

第 45 期（2019 年 7 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日まで）

- ・ 事業報告
- ・ 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- ・ 監査報告書

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年7月1日～2020年6月30日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により足下で大幅に下押しされており、厳しい状況が続いております。また、感染症が内外経済を更に下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある、国内景気は先行き不透明な状況となっております。

当社グループの事業環境につきましては、IT需要の高まりにより顧客のソフトウェア関連の設備投資は引続き堅調でしたが、新型コロナウイルス感染症が事業に及ぼす影響について注視し、早期に対策を講じていく必要があると認識しております。

このような中、当社グループにおいては5項目の経営方針に沿って、以下の活動を行いました。

①優秀人材の量的拡大による事業基盤の強化

- ・新卒採用強化のための取組みとして、全国に複数の分校を持つ学校法人との関係強化及びIT技術者育成のため、同法人のIT技術教育アドバイザーとして当社の執行役員を選出し、学生の育成支援に取り組みました。
- ・開催を予定していた企業説明会は対面での開催を中止し、Webでの開催を従前より早めて実施したほか、神奈川県企業が参加するWebでの合同企業説明会へ参加いたしました。また、選考時の面接をWebで行うこととし、学生が自宅から参加できるようにいたしました。
- ・経験者採用強化のための取組みとして、複数の合同説明会へ参加いたしました。また、求人掲載媒体を増やすことで、応募者の増加を図りました。
- ・管理職研修、営業力強化研修、技術力向上研修等を実施するとともに、若手社員のスキルアップのため、国家資格である情報処理技術者資格及びPMP(Project Management Professional)資格の取得を推進いたしました。2020年6月末現在、代表的な公的資格取得者数はのべ1,654名となり、このうちPMP資格取得者数は前期比5名増の167名となりました。

②営業・開発パワーの増大

- ・全社横断的な営業活動をより強化するため、二部体制であった営業本部に第三営業部を新設し、三部体制といたしました。事業部門との営業会議を定期的に行い、案件やリソースの全社最適化を図りました。
- ・外部から営業顧問を採用し、主要取引先とのチャネルの強化を図りました。

③プライムビジネスの拡大

- ・金融・保険業関連における大型マイグレーション案件の受注等により、エンドユーザーと直接取引を行うプライムビジネスが堅調に推移いたしました。マイグレーション案件においては当社独自のソリューション「LeGrad(レグラッド)」を活用し、高品質なマイグレーションを実現しております。
- ・日本国内への販売に向けて研究開発を行っている自律移動型サービスロボット「AYUDA(アユダ)」が、神奈川県ロボット共生プランの実証実験に採択され、さがみロボット産業特区のロボットタウン内にあるテラスモール湘南にて、実証実験を実施いたしました。また、「CEATEC2019」や「国際ロボット展」

等の展示会へも積極的に出展いたしました。

- ・CIJ金融ビジネス事業部と日本ファイナンシャル・エンジニアリング株式会社により、金融機関向け法人営業支援システムの共同開発を進め、金融機関向けCRMソリューション「CREDIAL（クレディアル）」として販売を開始いたしました。
- ・契約書の管理・運用に特化したシステム「Ofigo契約書管理」を、従来の機能性・操作性をそのままに、より安価に導入できる製品「Ofigo契約書管理Fácil」へリニューアルし、更なる販売拡大を図りました。
- ・ペーパーレス会議システム「SONOBA COMET」の新たなラインナップとして、インターネットやクラウド接続が不要でより導入しやすい「SONOBA COMET Casual+」の販売を開始いたしました。

④グループ経営の効率化

顧客や案件、人材及びビジネスパートナーに関する情報交換を定期的に行い、グループ全体での営業戦略の立案やリソースの効率的な活用を行いました。また、複数の会社での協業を積極的行い、案件の獲得に努めました。

⑤コーポレートガバナンスの強化

- ・内部統制委員会による定期活動のほか、東京証券取引所が定める有価証券上場規程別添の「コーポレートガバナンス・コード」に従い、取締役会の実効性について、第三者の外部機関へ委託し、客観的な評価・分析を行いました。
- ・取締役等の指名及び報酬等の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性を高め、説明責任及びコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、独立社外取締役を中心とした「指名・報酬委員会」を設置いたしました。

上記のほか、新型コロナウイルス感染症への対策として、代表取締役社長を本部長とした「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、在宅勤務の徹底や社員やパートナー及びそのご家族の日々の健康管理等、各種対策を実施しております。なお、今後も政府及び関係自治体からの要請を受け、必要な対応を実施してまいります。

当連結会計年度の連結業績におきましては、当社の第3四半期後半以降に発生した新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であり、売上品目「システム開発」等の案件の受注が堅調に推移し、売上高は206億85百万円（前期比10億81百万円増 5.5%増）となりました。

利益につきましては、CIJグループの中長期的な成長に向けた各種施策（業務効率化のための社内基幹システムの刷新・従業員の処遇改善・帰属意識向上のための譲渡制限付株式報酬制度の導入・最先端技術蓄積のための研究開発の強化）の実施に伴いコストが増加したことに加え、当初計画していた一部の案件の受注が見送りました。時期ずれとなったこと等により、営業利益は15億57百万円（前期比2億13百万円減 12.1%減）、経常利益は15億34百万円（前期比2億68百万円減 14.9%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は10億51百万円（前期比1億47百万円減 12.3%減）となりました。

当期の業績

売上高 **206.8** 億円 (前期比 **5.5%増**)

営業利益 **15.5** 億円 (前期比 **12.1%減**)

経常利益 **15.3** 億円 (前期比 **14.9%減**)

親会社株主に帰属
する当期純利益 **10.5** 億円 (前期比 **12.3%減**)

当社グループの単一セグメントであります「システム開発及びシステム開発に関連するサービス(システム開発等)」の売上品目別の業績概況は、次のとおりであります。

①システム開発

金融・保険業関連の案件の受注が堅調に推移し、増収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は184億36百万円(前期比5.4%増)となりました。

②コンサルテーション及び調査研究

情報・通信業における開発プロジェクトの技術支援や構成管理支援等の案件の受注が堅調に推移し、増収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は7億3百万円(前期比10.6%増)となりました。

③システム/パッケージ・インテグレーション・サービス

社会福祉法人向け福祉総合システム「SWING」、ホテル・旅館向け売掛金管理システム「ホテル売掛マイスター」等の自社製品の受注が堅調に推移したこと等により、増収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は7億72百万円(前期比17.6%増)となりました。

④その他

派遣業務案件等の受注の減少により、減収となりました。

この結果、本売上品目の売上高は7億72百万円(前期比5.4%減)となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

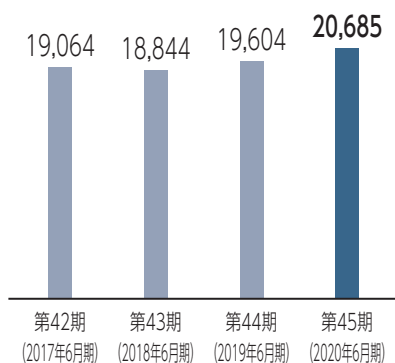
当連結会計年度における設備投資の総額は27百万円で、その主なものは、事業所移転に伴う建物附属設備等があります。

(4) 財産及び損益の状況

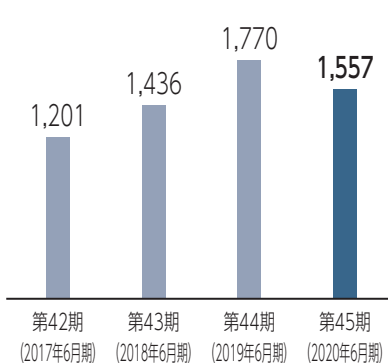
区 分	第42期 2016.7.1～ 2017.6.30	第43期 2017.7.1～ 2018.6.30	第44期 2018.7.1～ 2019.6.30	第45期 2019.7.1～ 2020.6.30 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	19,064	18,844	19,604	20,685
営業利益 (百万円)	1,201	1,436	1,770	1,557
経常利益 (百万円)	1,226	1,456	1,802	1,534
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	818	1,107	1,199	1,051
1株当たり当期純利益 (円)	46.89	65.14	72.08	63.25
総資産 (百万円)	13,033	13,884	14,556	15,518
純資産 (百万円)	10,504	11,059	11,754	12,708

- (注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

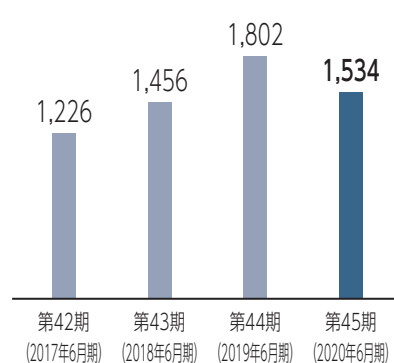
売上高 (単位：百万円)



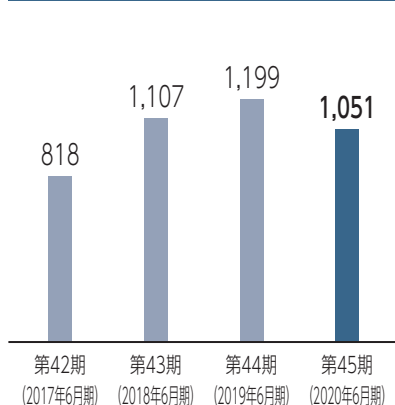
営業利益 (単位：百万円)



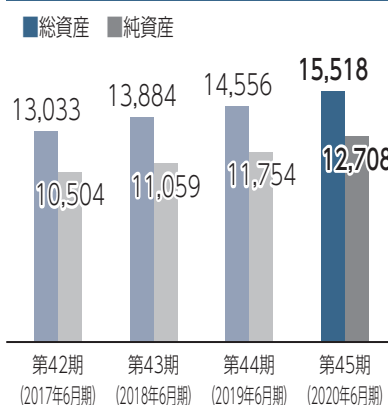
経常利益 (単位：百万円)



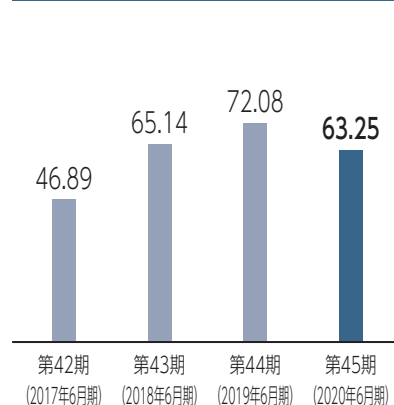
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産／純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



(5) 中期経営計画の状況

【第5次中期経営計画の概要】

当社グループは、2019年6月期（前連結会計年度）から2021年6月期までの3ヵ年にわたる第5次中期経営計画を以下のとおり策定いたしております。

（目標）

1年目の2019年6月期に売上高200億円に再チャレンジするとともに、その後も売上高は毎年10億円ずつ、営業利益は毎年1億円ずつ成長する計画とし、最終年度である2021年6月期において、売上高は220億円、営業利益は18億円を達成する。

【第5次中期経営計画の進捗状況】

第5次中期経営計画の計画と進捗状況は以下のとおりです。

2年目にあたる2020年6月期（当連結会計年度）におきましては、売上高はほぼ計画どおりに推移したものの、営業利益は当初計画していた一部案件の受注が見送りまたは時期ずれとなったこと等により、計画を下回る結果となりました。

（第5次中期経営計画：計画と進捗状況）

	2019年6月期	2020年6月期（当連結会計年度）		2021年6月期
	実績	計画	実績	当初計画
売上高	19,604百万円	21,000百万円	20,685百万円	22,000百万円
営業利益	1,770百万円	1,700百万円	1,557百万円	1,800百万円
営業利益率	9.0%	8.1%	7.5%	8.2%

【次年度（2021年6月期）の計画について】

第5次中期経営計画の最終年度である次年度（2021年6月期）の計画につきましては、現在の事業環境を踏まえ、2019年6月期（前連結会計年度）の期初に立案した計画を見直し、以下のとおり計画値を変更することといたしました。

（第5次中期経営計画：見直し後の計画）

	2019年6月期	2020年6月期 （当連結会計年度）	2021年6月期
	実績	実績	見直し後計画
売上高	19,604百万円	20,685百万円	20,700百万円
営業利益	1,770百万円	1,557百万円	1,600百万円
営業利益率	9.0%	7.5%	7.7%

CJグループは第5次中期経営計画の達成に向けて、より一層の努力を続けてまいります。

(6) 対処すべき課題

当社グループは継続的な成長を目指すため、対処すべき課題（経営方針）を以下のとおり設け、その実現のための戦略・施策を実施してまいります。

- ① 優秀人材の量的拡大による事業基盤の強化
- ② 営業・開発パワーの増大
- ③ プライムビジネスの拡大
- ④ グループ経営の効率化
- ⑤ コーポレートガバナンスの強化

各課題の内容及び対応策は、以下のとおりであります。

課題１：優秀人材の量的拡大による事業基盤の強化

優秀な人材を増やすことにより、グループ全体の事業基盤の強化を図ります。

IT業界におきましては、個々の技術者の技術力、専門知識、プロジェクトを管理するマネジメント能力等の力量がプロジェクトの成否を左右する大きな要素であり、優秀な技術者の採用や育成が重要であります。また、技術者のみに限らず、営業部門や管理部門におきましても、高いスキルと専門知識を持った優秀な人材を増やすことが事業基盤の強化につながります。更に、当社グループの未来を担う、次世代経営者層の育成が重要な課題となっております。

当社グループにおきましては、中長期的な社員数増強に向けた採用活動の強化を行ってまいります。また、優秀な人材を増やすため、技術者、プロジェクトマネージャ及び経営管理者それぞれの社員層のスキルアップを図ります。また、社員の能力に合わせたキャリアアップを推進し、若手のリーダーや管理職登用を積極的に行います。社員が心身ともに健康で「やりがい」を持って働くことのできる職場環境を実現するため、健康経営やワーク・ライフ・バランスへの取組みに引き続き注力するとともに、職場内のコミュニケーションを活性化させるための活動も行ってまいります。

年齢やキャリア、性別等を問わず、多様な人材を積極的に登用することで社員の能力発現を支援するとともに、ダイバーシティを活かした経営により企業価値の向上を図ります。

課題２：営業・開発パワーの増大

顧客からの信頼を獲得し、より多くの案件を確保するために、営業・開発パワーの増大を図ります。

営業パワー増大のための施策として、営業チャンネルを有する人材の積極的な活用、グループ連携営業の強化等を行い、効率的かつスピード感のある営業活動を推進いたします。また、自社製品を活用した営業を継続的に行い、製品販売をきっかけとした新規チャンネルの形成や製品に関連するサービス、技術の提案と提供を行います。

開発パワー増大のための施策として、ビジネスパートナーとのアライアンスの更なる強化を図ってまいります。既存のビジネスパートナーに対しては、ビジネスパートナー会の開催や定期訪問により、方針や情報の共有を図ります。また、新規ビジネスパートナーを開拓、獲得するための活動も積極的に行ってまいります。

課題3：プライムビジネスの拡大

当社グループが直接エンドユーザー様と対応するプライムビジネスを拡大することで、安定的かつ継続的な案件を確保し、更に、より魅力的で利便性の高い製品、サービスの提供に努めます。

当社グループは、官公庁等への入札案件に積極的に対応し、プライム案件の受注拡大を図ります。また、将来の成長を見据え、プライムビジネスを拡大するために必要なツールとして、自社製品の開発及び独自事業の開拓を積極的に推進いたします。特に当社の強みのひとつでもあるマイグレーション、及び現在積極的に推進しているDX（デジタルトランスフォーメーション）においては、技術者の育成に注力し、当該事業の拡大を図ることで企業価値の更なる向上に努めます。

自社製品については展示会への出展や販促等のPR活動を強化し拡販を図るほか、業務提携先との連携による海外マーケットへの進出を図ります。また、AI・IoT・ロボティクス等、今後IT業界において大きく成長が見込める事業分野へ積極的に参画し、当社の技術力を活かした独自事業の開拓を目指します。

課題4：グループ経営の効率化

グループ経営の効率化により、更なる成長を目指します。

各連結子会社のグループ内での役割分担及び事業領域の整理、将来性の高い事業分野への選択と集中、グループ各社間で重複する事業の集約等を推進いたします。グループ間のコミュニケーションを密にし、人材や案件情報の共有を図ることで受注機会の損失を防ぎます。研修や教育を合同で実施することにより、グループ全体の社員のスキルアップ及びグループ帰属意識の醸成を図ります。

更に、当社グループの事業戦略上必要性の高い企業、事業等につきましては積極的にM&Aを行い、事業拡大を図る計画としております。

課題5：コーポレートガバナンスの強化

効率的で透明性の高い経営により社会に信頼される企業体制を維持・強化するため、コーポレートガバナンスの徹底に努めます。

当社グループにおきましては、会社法及び金融商品取引法に対応した内部統制システムを運用しております。当社内に内部統制委員会を設置し、「内部統制システムの基本方針」に基づき「業務の適正を確保するための体制の運用状況」をモニタリングし、コーポレートガバナンスの強化に努めます。コーポレートガバナンス・コードの各原則に則った活動を行い、その運用を定期的に評価することで、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスの実現を目指します。

また、コーポレートガバナンスの強化の一環として、事業継続の担保のため、BCP（事業継続計画）推進委員会によるBCPの定期見直しと定着を行い、より実効的なBCPへのブラッシュアップを引続き推進してまいります。

その他：新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化が予想される中で、当社グループにおいては社員及び関係するステークホルダーの健康や安全を最優先としつつ、情勢の変化に迅速に対応し、事業への影響を抑えることに努めるとともに、中長期的な成長のための各種施策に積極的に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

当社グループが行っている事業である「システム開発及びシステム開発に関連するサービス（システム開発等）」の売上品目は以下のとおりであります。

- ① システム開発
- ② コンサルテーション及び調査研究
- ③ システム／パッケージ・インテグレーション・サービス
- ④ その他

(8) 主要な事業所 (2020年6月30日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	神奈川県横浜市
北海道支社	北海道札幌市
東京事業所	東京都中央区
中部事業所	愛知県名古屋市
関西事業所	大阪府大阪市
京都オフィス	京都府京都市
九州支社	福岡県福岡市
福岡オフィス	福岡県福岡市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社C I Jネクスト	東京都品川区
ビジネスソフトサービス株式会社	千葉県千葉市
株式会社カスタネット	福岡県福岡市
日本ファイナンシャル・エンジニアリング株式会社	東京都中央区

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金の額	出資比率	主な事業内容
株式会社C I Jネクスト	350百万円	100.0%	システム開発
ビジネスソフトサービス株式会社	40百万円	98.5%	システム開発
株式会社カスタネット	100百万円	100.0%	システム開発
日本ファイナンシャル・エンジニアリング株式会社	30百万円	100.0%	システム開発

(10) 企業集団の従業員の状況（2020年6月30日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,555名	48名減	38.0歳	12.4年

（注）従業員数には、役員、嘱託職員、臨時従業員は含みません。

(11) 主要な借入先の状況（2020年6月30日現在）

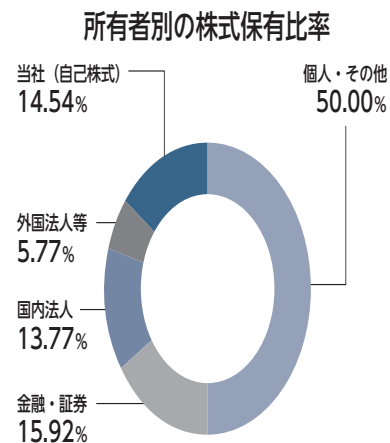
借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社三井住友銀行	40百万円
株式会社神奈川銀行	30百万円

（注）借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2020年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 52,800,000株
- ② 発行済株式の総数 19,555,080株
(自己株式2,842,711株を含む。)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 14,412名
- ⑤ 大株主（上位10名）



株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
光通信株式会社	1,601,100	9.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	779,300	4.66
C I J 社員持株会	673,941	4.03
株式会社ブロードピーク	531,200	3.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	480,400	2.87
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	475,200	2.84
大鹿正彦	329,252	1.97
東洋証券株式会社	326,304	1.95
中野正三	301,320	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	275,200	1.64

- (注) 1. 当社は自己株式2,842,711株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更しております。

⑥ 自己株式の取得及び消却の状況

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上並びに株主価値の向上を図るため、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

(自己株式の取得)

取得期間	決定機関	取得株式数	取得総額
2019年11月26日～ 2019年12月10日	取締役会	250,000株	246,154,000円

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	大 西 重 之	
代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	坂 元 昭 彦	株式会社カスタネット代表取締役社長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	高見沢 正 己	高度技術長 兼 ADM本部長 兼 法務・監査室長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	川 上 淳	営業本部長 兼 金融ビジネス事業部長
取 締 役 員 上 席 執 行 役 員	茨 木 暢 靖	事業推進本部長 兼 情報システム部長
取 締 役 員 執 行 役 員	久 保 重 成	ワイドビジネス事業部長
取 締 役	大 谷 真	
取 締 役	阿 江 勉	
取 締 役	最 上 義 彦	
常 勤 監 査 役	嶋 立 直 路	
監 査 役	田 邊 仁 一	
監 査 役	松 尾 俊 博	

- (注) 1. 取締役大谷真氏、阿江勉氏及び最上義彦氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役嶋立直路氏、監査役田邊仁一氏及び松尾俊博氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役大谷真氏、阿江勉氏及び最上義彦氏、常勤監査役嶋立直路氏、監査役田邊仁一氏及び松尾俊博氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する方針

取締役の報酬は、月額報酬と賞与から構成され、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で決定しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、支給することとしております。賞与は、当事業年度の会社業績等を勘案して支給することとしております。なお、翌事業年度以降の取締役の報酬等については、2019年9月26日に設置した独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会（委員長は独立社外取締役）が客観的な視点から審議・提言した結果を踏まえ、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会にて決定することとしております。

監査役の報酬等は、その職務の独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず月額報酬とし、株主総会においてご承認いただいた報酬等の総額の範囲内で、各監査役間の協議に基づく適正な決定額を支給することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取締役	9名	122百万円
監査役	4名	17百万円
合計	13名	140百万円

- (注) 1. 1999年9月17日開催の第24回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額1億8千万円以内、監査役の報酬限度額は年額3千万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬等の額には、2019年9月26日開催の第44回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名の2019年7月1日から退任までの報酬を含んでおります。
3. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。

4 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先等の状況

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社外監査役	田 邊 仁 一	株式会社クニエ常勤監査役

(注) 田邊仁一氏は株式会社クニエ常勤監査役を2020年6月に退任しております。なお、兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	主な活動状況
社外取締役	大 谷 真	16回/16回 (100%)	- (-)	当社の業務執行者から独立した立場で、議案の審議に必要な発言を行っております。
社外取締役	阿 江 勉	16回/16回 (100%)	- (-)	当社の業務執行者から独立した立場で、議案の審議に必要な発言を行っております。
社外取締役	最 上 義 彦	13回/13回 (100%)※	- (-)	当社の業務執行者から独立した立場で、議案の審議に必要な発言を行っております。
社外監査役	嶋 立 直 路	13回/13回 (100%)※	10回/10回 (100%)※	当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて、法令及び定款遵守に係る見地から発言を行っております。
社外監査役	田 邊 仁 一	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)	当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて、法令及び定款遵守に係る見地から発言を行っております。
社外監査役	松 尾 俊 博	16回/16回 (100%)	13回/13回 (100%)	当社の業務執行者から独立した立場で、必要に応じて、法令及び定款遵守に係る見地から発言を行っております。

※最上義彦氏、嶋立直路氏は前年の定時株主総会（2019年9月26日開催）において取締役、監査役にそれぞれ選任されましたので、取締役会、監査役会の開催回数が他の役員と異なります。

(3) 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	7名	30百万円

(注) 1. 当事業年度末現在の社外役員は6名であります。
2. 上記は「3(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に含まれております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「収益認識に関する会計基準適用支援業務」を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人との責任限定契約の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき、監査役会による会計監査人の解任を行うほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を監査役会が決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会決議によって制定しております内部統制システムの基本方針に定める、業務の適正を確保するための体制及び方針は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は「情報技術で人と社会にやさしい未来を創造します」を企業理念とし、下記の経営理念に基づいて企業活動を行う。

- ① 情報技術でお客様の発展に貢献します
- ② 世界に認められる技術や魅力ある製品の開発を目指します
- ③ 環境の変化を先取りし、進化し成長します
- ④ 社員の能力発現や自己実現への挑戦を支援します
- ⑤ 効率的で透明性の高い経営に努めます

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業倫理・企業の社会的責任について示した「CIJグループ行動憲章」及び「CIJグループ行動規範」、その他社内規程を定め、当社グループの取締役及び使用人はその内容を遵守する。
- ロ. 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等の内部統制における課題の抽出、管理を行う機関として位置付ける。また、内部統制委員会の活動状況は定期的に取締役会に報告する。
- ハ. 取締役の任期は1年とし経営環境の変化に対応できるようにするとともに、取締役会は社外取締役を含む取締役から構成し、取締役会の公正性と透明性を確保する。なお、取締役の職務執行状況の報告と監督を行うため、取締役会は毎月1回以上開催する。
- ニ. 業務執行部門から独立した当社の内部監査部門は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ホ. 「内部通報制度運用規程」等の社内規程に基づき、法令や企業倫理に反する行為等について会社内部における通報先または会社外部に通報した者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。
- ヘ. 当社グループの取締役及び使用人は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）を適切に保存、管理する。
- ロ. 「情報セキュリティ基本方針」及び情報セキュリティマネジメントシステムに関する社内規程に基づき、情報を安全かつ適切に管理・利用するための体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を統括責任者として、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク全般の管理及びリスク発生時の対応を迅速かつ的確に行える体制を整備する。
- ロ. 「事業継続計画書」に基づき、自然災害等の不測の事態においても事業の継続を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 「取締役会規程」等の社内規程に基づき、決裁権限を明確にし、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ロ. 執行役員制度を導入し、取締役会決定事項以外の重要事項の決定と執行を行わせることで、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化、業務執行の迅速化を図る。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は当社子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき当社子会社を管理する。当社子会社の取締役は、その職務の執行に係る事項について当社に報告を行う。
- ロ. 当社から当社子会社への取締役・監査役の派遣、毎月1回定期的に開催する子会社社長会での業務報告・意見交換及び当社内部監査部門による定期的な監査によって、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ハ. 法令を遵守し健全なグループ経営を行うため、当社子会社に対し当社と整合性をもった社内規程や各種マネジメント体制の整備を要請し、指導する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人の必要性を認めた場合は、取締役と監査役がその設置について協議し、その人事については取締役と監査役が協議決定する。
- ロ. 監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は取締役会、執行役員会及び予算会議等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況を報告する。また、子会社の取締役及び使用人は子会社社長会等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況等を報告する。
- ロ. 「内部通報制度運用規程」等の社内規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人等から通報を受けた通報先は、その内容について遅滞なく監査役に報告することとする。また、当社グループは通報者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は代表取締役社長と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通を行う。また、監査役は内部監査部門及び会計監査人等との連携を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。
- ロ. 当社は監査役の職務の執行にあたり必要な費用について、監査役の請求等に従い処理を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を4回開催し、活動状況を取締役会に報告いたしました。
 - ・取締役の任期は定款に定めるとおり、1年としております。取締役会は社外取締役3名を含む9名の取締役と3名の社外監査役で構成しております。取締役会による毎月1回の定例会議を12回、臨時会議を4回開催し、社外役員を含む取締役及び監査役は高い出席率のもと、付議事項について活発な審議を尽くしました。
 - ・業務執行部門から独立した内部監査部門により当社グループ全体の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。
 - ・「内部通報制度運用規程」により、従業員等が内部通報をした場合に不利益を被ることを防止する旨を明確に規定しております。内部通報が発生した場合においても、「内部通報制度運用規程」等の社内規程に基づき、代表取締役社長及び監査役へ迅速な報告を行い、綿密な調査及び事実確認を行っております。なお、当事業年度においては法令や企業倫理に反する行為はありませんでした。
 - ・反社会的勢力及び団体との関係排除のため、取引先とは、反社会的勢力排除に関する条項を含んだ契約を締結しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・開催したすべての取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しております。
- ・情報セキュリティマネジメントシステムに基づくセキュリティ監査を実施し、情報（資料・議事録）を安全かつ適切に管理していることを確認いたしました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・2019年8月15日に発生した台風第10号、2019年9月9日に発生した台風第15号、及び2019年10月12日に発生した台風第19号において、「事業継続計画書」に基づき対応を行い、子会社を含む全従業員、及び従業員の家族の安否と事業拠点（ビル）の安全、当社が提供する各種サービスの稼働状況及び顧客状況に問題がないことを確認いたしました。本台風により、「事業継続計画書」に基づく安否情報確認システムが正常に機能していることを確認いたしましたが、より実効的な計画書とするために、今後も計画書のブラッシュアップと周知徹底、各種訓練を実施してまいります。
- ・新型コロナウイルス感染症への対策については、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、状況把握及び感染防止に努めるとともに、業務継続に必要な各種対策を実施いたしました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」、「決裁権限規程」、「規程取扱規程」により取締役会の決裁権限を明確にしております。取締役会において特に重要な議案は、事前に出席者に資料を配布し、検討の時間を十分に確保しております。また、議案はすべて電子化することで、更に効率化を図っております。
- ・取締役会から業務執行の委任を受けた執行役員会による定例会議を12回、臨時会議を2回開催いたしました。
- ・取締役会機能の更なる向上のため、取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認いたしました。アンケートは外部機関へ委託し、第三者機関を関与させることで匿名性を確保するとともに、外部からの目による課題認識を行いました。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社取締役より職務の執行に係る事項について必要な報告を受け、子会社の管理を適切に行っております。
- ・各子会社には当社より取締役・監査役の派遣を行っており、子会社各社の状況を把握し、問題が発生した際は適切に対処するよう体制を構築しております。また、毎月1回定期的に開催する子会社社長会で業務報告及び意見交換を行い、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認しております。
- ・当社の取締役会または執行役員会にて、各種規程やマネジメント体制の変更が決議された場合は、子会社へ速やかに通達し、親会社にあわせた変更を行うよう指導しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・ 監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置の要請はありません。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・ 監査役は取締役会、執行役員会、予算会議及び子会社社長会に出席し、当社及び当社子会社の取締役・使用人等から、重要な職務の遂行状況を聴取し、確認しております。
・ 当社は、通報を理由に不利な取扱いを受けないことを定めた内部通報等に関する社内規程を整備し、子会社を含む取締役、使用人等に周知しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・ 監査役は代表取締役社長と定期的な会合を4回、内部監査部門との定期的な会合を4回、会計監査人との定期的な会合（レビュー、その他報告を含む）を7回開催いたしました。これにより、それぞれ適切な意思疎通を行うことで監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。
・ 監査役の職務の執行に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理いたしました。

(3) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社におきましては、経営権の異動の決定権は株主にあるという基本的な考え方のもと、企業価値及び株主共同の利益を向上させることこそが、最も合理的な敵対的買収防衛策につながるものと認識しており、現時点においては特別な防衛策は導入しておりません。

今後も企業価値及び株主共同の利益の向上に注力してまいります所存ですが、同時に、株主から負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者が現れることを想定し、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、かつ社会情勢等の変化に十分注意しながら、継続的に敵対的買収防衛策の必要性も含めた検討を進めてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当維持を基本としながら、業績と財務状況等を総合的に勘案し、剰余金の配当等による利益還元を目指しております。また、内部留保資金につきましては、将来の成長分野への設備投資や経営基盤強化及び事業拡大に伴う資金需要に活用するとともに、キャッシュ・フロー重視の経営を推進し、経営基盤の一層の強化を通して株主の皆様のご期待にお応えするために、適切な割合を確保させていただく所存であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,155,120	流動負債	2,709,779
現金預金	5,957,869	買掛金	700,796
売掛金	3,322,592	短期借入金	120,000
有価証券	2,514,401	未払金	388,592
商品及び製品	2,279	未払法人税等	361,475
仕掛品	153,014	賞与引当金	428,055
原材料及び貯蔵品	1,373	受注損失引当金	2,616
その他	203,588	その他	708,243
固定資産	3,363,860	固定負債	100,436
有形固定資産	196,704	退職給付に係る負債	49,002
建物及び構築物	124,038	その他	51,434
土地	38,576	負債合計	2,810,215
その他	34,089	(純資産の部)	
無形固定資産	519,732	株主資本	12,694,343
ソフトウェア	434,565	資本金	2,270,228
のれん	64,046	資本剰余金	2,680,761
その他	21,120	利益剰余金	9,323,531
投資その他の資産	2,647,423	自己株式	△1,580,178
投資有価証券	1,557,956	その他の包括利益累計額	12,617
繰延税金資産	264,049	その他有価証券評価差額金	12,617
その他	832,954	非支配株主持分	1,805
貸倒引当金	△7,535	純資産合計	12,708,765
資産合計	15,518,981	負債及び純資産合計	15,518,981

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,685,379
売上原価		16,607,690
売上総利益		4,077,689
販売費及び一般管理費		2,520,477
営業利益		1,557,211
営業外収益		
受取利息・配当金	27,091	
助成金収入	1,758	
その他	4,402	33,251
営業外費用		
支払利息	995	
自己株式取得費用	1,492	
長期前払費用償却	52,235	
その他	1,573	56,297
経常利益		1,534,166
税金等調整前当期純利益		1,534,166
法人税、住民税及び事業税	491,998	
法人税等調整額	△9,772	482,225
当期純利益		1,051,940
非支配株主に帰属する当期純利益		261
親会社株主に帰属する当期純利益		1,051,679

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,629,275	流動負債	1,748,884
現金預金	2,684,888	買掛金	467,682
売掛金	2,181,011	短期借入金	120,000
有価証券	2,514,401	未払金	204,534
商品及び製品	1,405	未払法人税等	209,426
仕掛品	118,751	未払消費税等	218,846
原材料及び貯蔵品	1,373	預り金	171,267
前渡金	5,719	賞与引当金	269,074
前払費用	91,090	その他	88,051
その他	30,632	固定負債	510
固定資産	6,096,530	長期未払金	510
有形固定資産	92,697	負債合計	1,749,394
建物	65,320	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	27,377	株主資本	11,964,348
無形固定資産	451,885	資本金	2,270,228
ソフトウェア	440,507	資本剰余金	2,494,734
その他	11,378	資本準備金	2,277,617
投資その他の資産	5,551,947	その他資本剰余金	217,117
投資有価証券	1,512,942	利益剰余金	8,779,563
関係会社株式	3,178,056	利益準備金	48,330
差入保証金	313,384	その他利益剰余金	8,731,233
繰延税金資産	125,873	別途積立金	3,751,000
その他	422,699	繰越利益剰余金	4,980,233
貸倒引当金	△1,009	自己株式	△1,580,178
資産合計	13,725,806	評価・換算差額等	12,063
		その他有価証券評価差額金	12,063
		純資産合計	11,976,411
		負債及び純資産合計	13,725,806

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,353,184
売上原価		9,859,939
売上総利益		2,493,245
販売費及び一般管理費		1,695,474
営業利益		797,771
営業外収益		
受取利息・配当金	283,502	
その他	4,481	287,984
営業外費用		
支払利息	978	
自己株式取得費用	1,492	
長期前払費用償却	29,141	
その他	1,559	33,171
経常利益		1,052,583
税引前当期純利益		1,052,583
法人税、住民税及び事業税	237,057	
法人税等調整額	115	237,172
当期純利益		815,410

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	2,270,228	2,463,644	8,600,778	△1,612,242	11,722,408
当期変動額					
剰余金の配当			△328,926		△328,926
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,051,679		1,051,679
自己株式の取得				△246,430	△246,430
自己株式の処分		217,117		278,495	495,612
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	217,117	722,752	32,064	971,935
当期末残高	2,270,228	2,680,761	9,323,531	△1,580,178	12,694,343

	その他の包括 利益累計額 その他有価証券 評価差額金	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	30,087	1,679	11,754,174
当期変動額			
剰余金の配当			△328,926
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,051,679
自己株式の取得			△246,430
自己株式の処分			495,612
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△17,470	125	△17,344
当期変動額合計	△17,470	125	954,590
当期末残高	12,617	1,805	12,708,765

（注）上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

株式会社C I Jネクスト

ビジネスソフトサービス株式会社

株式会社カスタネット

日本ファイナンシャル・エンジニアリング株式会社

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法非適用の関連会社数 1社

株式会社DBMaker Japan

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

…………… 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの

…………… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品

…………… 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品、

…………… 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

工具、器具及び備品 3年～20年

また、当社及び連結子会社は、2007年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

② 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用)

見積償却年数(5年)に基づく定額法によっております。

ソフトウェア(市場販売目的)

見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注案件における将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注案件のうち将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

<表示方法の変更に関する注記>

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「流動資産」の「未収還付法人税等」(当連結会計年度は、4,771千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」(当連結会計年度は、0千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

<会計上の見積りの変更に関する注記>

当連結会計年度において、当社の本社及び一部の事業所移転を決議したことにより、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、移転前の事業所の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る資産除去債務についても、償却に係る合理的な期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ13,445千円減少しております。

<追加情報に関する注記>

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。会計上の見積りに用いた仮定について、現時点では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による重要な影響はないと考えております。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産(仕掛品)は、これに対応する受注損失引当金12,269千円を相殺表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 352,156千円

<連結損益計算書に関する注記>

1. 受注損失引当金繰入額
売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は14,885千円であります。
2. 研究開発費
販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は143,927千円であります。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 発行済株式の総数
普通株式 19,555,080株
2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額
2019年9月26日の定時株主総会において、以下のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	328,926千円
1株当たり配当額	20円
基準日	2019年6月30日
効力発生日	2019年9月27日
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年9月17日の定時株主総会において、以下の議案を付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	334,247千円
1株当たり配当額	20円
基準日	2020年6月30日
効力発生日	2020年9月18日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金及び安全性の高い金融商品等に限定しております。資金調達については短期的な運転資金を銀行からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券は合同運用の金銭信託であり、預金と同様の性格を有するものであります。

株式、債券等の投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金、短期的な運転資金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程に従い、各事業部門における販売管理責任者が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 変動リスク(市場価格等の変動リスク)の管理

株式、債券等の投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況の見直しを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。
(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	5,957,869	5,957,869	—
(2) 売掛金	3,322,592	3,322,592	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,045,977	4,045,977	—
資産計	13,326,440	13,326,440	—
(1) 買掛金	700,796	700,796	—
(2) 短期借入金	120,000	120,000	—
(3) 未払金	388,592	388,592	—
(4) 未払法人税等	361,475	361,475	—
負債計	1,570,864	1,570,864	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらについては、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに(4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	17,818
小計	17,818
関連会社株式 非上場株式	8,561
小計	8,561
合計	26,380

(*) 上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	5,957,869	—	—	—
売掛金	3,322,592	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,514,000	770,000	400,000	20,000
合計	11,794,462	770,000	400,000	20,000

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	120,000	—	—	—	—	—
合計	120,000	—	—	—	—	—

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	29,758千円
賞与引当金	131,443千円
退職給付に係る負債	18,045千円
減価償却費	1,002千円
投資有価証券評価損	19,345千円
その他	105,047千円
繰延税金資産小計	304,642千円
評価性引当額	△35,077千円
繰延税金資産合計	269,564千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,112千円
その他	△403千円
繰延税金負債合計	△5,515千円
繰延税金資産純額	264,049千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

<資産除去債務に関する注記>

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは本社等事務所の不動産賃貸借契約に基づき、事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、その計上は差入保証金を減額する方法によっております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	33,256千円
事業所移転に伴う増加額(注)	10,704千円
時の経過による調整額	4,526千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,826千円
期末残高	45,660千円

(注) 当連結会計年度において、当社の本社及び一部の事業所移転を決議したことにより、退去時期が明確となったため合理的な見積りが可能となった事業所の原状回復に係る債務であります。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1. 1 株当たり純資産額 760円33銭

1 株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	12,708,765
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,805
(うち非支配株主持分)(千円)	(1,805)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	12,706,960
普通株式の期末発行済株式数(株)	19,555,080
普通株式の自己株式数(株)	2,842,711
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	16,712,369

2. 1 株当たり当期純利益 63円25銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,051,679
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,051,679
普通株式の期中平均株式数(株)	16,626,373

株主資本等変動計算書 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,270,228	2,277,617	－	2,277,617	48,330	3,751,000	4,493,748	8,293,079
当期変動額								
剰余金の配当							△328,926	△328,926
当期純利益							815,410	815,410
自己株式の取得								
自己株式の処分			217,117	217,117				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	217,117	217,117	－	－	486,484	486,484
当期末残高	2,270,228	2,277,617	217,117	2,494,734	48,330	3,751,000	4,980,233	8,779,563

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△1,612,242	11,228,681	28,834	11,257,516
当期変動額				
剰余金の配当		△328,926		△328,926
当期純利益		815,410		815,410
自己株式の取得	△246,430	△246,430		△246,430
自己株式の処分	278,495	495,612		495,612
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△16,770	△16,770
当期変動額合計	32,064	735,666	△16,770	718,895
当期末残高	△1,580,178	11,964,348	12,063	11,976,411

(注) 上記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 …… 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品、
原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～21年

工具、器具及び備品 3年～20年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用)

見積償却年数(5年)に基づく定額法によっております。

ソフトウェア(市場販売目的)

見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

<会計上の見積りの変更に関する注記>

当事業年度において、本社及び一部の事業所移転を決議したことにより、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

また、移転前の事業所の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る資産除去債務についても、償却に係る合理的な期間を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ13,445千円減少しております。

<追加情報に関する注記>

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社は、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。会計上の見積りに用いた仮定について、現時点では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による重要な影響はないと考えております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	20,752千円
長期金銭債権	166,000千円
短期金銭債務	39,225千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

176,540千円

＜損益計算書に関する注記＞

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 404,549千円

営業取引以外の取引高 262,606千円

2. 研究開発費

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は146,663千円であります。

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

会社が保有する自己株式の数

普通株式 2,842,711株

＜税効果会計に関する注記＞

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 17,972千円

賞与引当金 82,283千円

減価償却費 867千円

投資有価証券評価損 19,129千円

その他 39,257千円

繰延税金資産小計 159,510千円

評価性引当額 △28,769千円

繰延税金資産合計 130,740千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △4,867千円

繰延税金負債合計 △4,867千円

繰延税金資産純額 125,873千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.6%
住民税均等割	1.1%
評価性引当額	0.5%
税額控除	△3.0%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.5%

<資産除去債務に関する注記>

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は本社等事務所の不動産賃貸借契約に基づき、事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、その計上は差入保証金を減額する方法によっております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,283千円
事業所移転に伴う増加額(注)	10,704千円
時の経過による調整額	2,779千円
期末残高	36,766千円

(注) 当事業年度において、本社及び一部の事業所移転を決議したことにより、退去時期が明確となったため合理的な見積りが可能となった事業所の原状回復に係る債務であります。

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社C I J ネクスト	所有 直接 100.0%	営業上の取引 役員の兼任等	株式報酬費 用の精算	167,888	未収入金 長期未収金	15,776 126,208

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭債権の現物出資によるものであります。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 716円62銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	11,976,411
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る純資産額(千円)	11,976,411
普通株式の期末発行済株式数(株)	19,555,080
普通株式の自己株式数(株)	2,842,711
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	16,712,369

2. 1株当たり当期純利益 49円04銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益(千円)	815,410
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	815,410
普通株式の期中平均株式数(株)	16,626,373

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月11日

株式会社 C I J
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 村 敦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 坂 真 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C I Jの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C I J及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年8月11日

株式会社 C I J
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 村 敦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 坂 真 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C I Jの2019年7月1日から2020年6月30日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月12日

株式会社C I J 監査役会

常 勤 監 査 役 嶋 立 直 路 ㊟

監 査 役 田 邊 仁 一 ㊟

監 査 役 松 尾 俊 博 ㊟

(注) 常勤監査役嶋立直路、監査役田邊仁一及び松尾俊博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上